

平成28年度  
第2回  
倉吉市国民健康保険運営協議会

日 時 平成29年2月16日（木）午後1時30分～  
場 所 倉吉市役所 大会議室（本庁舎3階）

日 程

- |    |                                      |          |
|----|--------------------------------------|----------|
| 1  | 開 会                                  |          |
| 2  | 委嘱状交付及び新委員の紹介                        |          |
| 3  | 市長あいさつ                               |          |
| 4  | 会長あいさつ                               |          |
| 5  | 会長代理の選出                              |          |
| 6  | 議事録署名委員の決定                           |          |
| 7  | 協議事項                                 | ページ      |
|    | (1) 倉吉市国民健康保険条例の一部改正について             |          |
|    | ① 健保令等一部改正令及び所得相互免除令一部改正令に伴う条例改正案    | ----- 1  |
|    | ② 国民健康保険法施行令一部改正令に伴う条例改正案            | ----- 5  |
|    | (2) 平成29年度国保事業について                   | ----- 7  |
|    | 〔別冊資料〕平成29年度倉吉市国民健康保険事業運営に関する事業計画（案） |          |
| 8  | 報告事項                                 |          |
|    | (1) 平成28年度国保事業特別会計決算見込               | ----- 8  |
|    | (2) 平成28年度県内国民健康保険料（税）決定状況           | ----- 9  |
|    | (3) 平成28年度特定健康診査受診状況                 | ----- 12 |
|    | (4) 平成28年鳥取県中部地震に伴う保険料等の減免について       | ----- 14 |
|    | (5) 国民健康保険制度改革について                   |          |
| 9  | そ の 他                                |          |
| 10 | 閉 会                                  |          |



# 倉吉市国民健康保険運営協議会委員

平成29年1月18日現在

(任期:平成30年7月24日まで)

(敬称略)

選出区分	氏名	所属	役職	備考
被保険者を代表する委員 (5名)	廣戸 直登			
	北村 祐子			
	山口 とも子			
	池谷 知恵			
	中林 正樹			
保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (5名)	松田 隆	中部医師会		
	野田 博司	中部医師会		
	福嶋 寛子	中部医師会		
	桑名 富雄	中部歯科医師会		
	加藤 美加	中部薬剤師会		
公益を代表する委員 (5名)	栗原 隆政	鳥取中央農業協同組合		
	小谷 秀昭	倉吉市民生児童委員連合協議会		新任
	入澤 裕美	倉吉商工会議所		
	美船 智代	鳥取短期大学		
	笠見 猛	倉吉市自治公民館連合会	会長	
被用者保険等被保険者を代表する委員 (1名)	深松 保次	全国健康保険協会鳥取支部		

## 倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

### 【改正理由】

平成28年12月26日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第400号。以下「健保令等一部改正令」という。）及び平成28年5月25日に公布された外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号。以下「所得相互免除令一部改正令」という。）により、国民健康保険法施行令の一部が改正され、いずれも平成29年1月1日から施行されました。

これに伴い、倉吉市国民健康保険条例についても、これに合わせるよう改正を行うものです。

### 【改正要旨】

- 1 国保料の基礎賦課額の所得割の算定について、健保令等一部改正令及び所得相互免除令一部改正令に準じた改正を行うこととした。（第10条関係）
- 2 国保保険料軽減の算定について、健保令等一部改正令及び所得相互免除令一部改正令に準じた改正を行うこととした。（第21条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- 4 この条例による改正後の第10条及び第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。（附則第2項関係）

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎</p>

改正後	改正前
<p>号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第21条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>控除後の総所得金額等」という。)に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、54万円を超える場合には54万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得金額等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、54万円を超える場合には54万円)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例</p>

改正後	改正前
<p>は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u></p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 2～4 略</p>	<p>法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者及び<u>特定同一世帯所属者</u>のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略 (2)及び(3) 略 2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第10条及び第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

### 【改正理由】

経済動向等を考慮した低所得者の国民健康保険料の軽減を図るための応益保険料の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準の見直しをその内容とする国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の改正が予定されているため、倉吉市国民健康保険の軽減判定所得基準額もこれと同様とするよう、倉吉市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

### 【改正要旨】

- 1 5割軽減及び2割軽減の軽減対象となる所得基準額を引き上げることとした。(第21条関係)
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- 3 この条例による改正後の第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>48万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



平成29年度 国民健康保険事業特別会計 予算概要・主要事業

(金額単位：千円)

予 算 科 目	平成29年度 当初予算額 (A)	平成28年度 当初予算額 (A)	比 較		
			増減額 (A) - (B)	増減率(%) ((A) - (B)) / (B)	
歳 入	1・2 国 保 料 ( 税 )	986,056	1,004,976	△ 18,920	△ 1.9
	3 使 用 料 等	540	540	0	0.0
	4 国 庫 支 出 金	1,279,877	1,347,234	△ 67,357	△ 5.0
	5 療 養 給 付 費 交 付 金	103,852	202,914	△ 99,062	△ 48.8
	6 県 支 出 金	283,424	292,991	△ 9,567	△ 3.3
	7 前 期 高 齢 者 交 付 金	1,604,073	1,593,119	10,954	0.7
	8 共 同 事 業 交 付 金	1,443,960	1,608,859	△ 164,899	△ 10.2
	9 財 産 収 入	76	337	△ 261	△ 77.4
	10 繰 入 金	486,624	465,954	20,670	4.4
	11 繰 越 金	2,500	2,500	0	0.0
	12 諸 収 入	19,574	19,099	475	2.5
	歳 入 合 計	6,210,556	6,538,523	△ 327,967	△ 5.0
歳 出	1 総 務 費	103,517	78,390	25,127	32.1
	2 保 険 給 付 費	3,677,568	3,823,310	△ 145,742	△ 3.8
	3 老 健 拠 出 金	24	30	△ 6	△ 20.0
	4 介 護 納 付 金	255,524	252,583	2,941	1.2
	5 後 期 高 齢 者 支 援 金	668,261	687,494	△ 19,233	△ 2.8
	6 前 期 高 齢 者 納 付 金	524	461	63	13.7
	7 共 同 事 業 拠 出 金	1,443,965	1,608,864	△ 164,899	△ 10.2
	8 保 健 事 業 費	31,547	32,232	△ 685	△ 2.1
	9 積 立 金	76	337	△ 261	△ 77.4
	10 諸 支 出 金	5,525	3,385	2,140	63.2
	11 予 備 費	24,025	51,437	△ 27,412	△ 53.3
歳 出 合 計	6,210,556	6,538,523	△ 327,967	△ 5.0	

※年間平均被保険者数(見込み) H29: 11,641人 (H28: 12,096人 455人減)

(1) 歳入の主なもの

- 国民健康保険料 986,047千円 (前年比: 1.9%減)  
被保険者数の減等による減額
- 国保制度改正準備業務補助金 27,100千円 (皆増)
- 前期高齢者交付金 1,604,073千円 (前年比: 0.7%増)
- 共同事業交付金 1,443,960千円 (前年比: 10.2%減)
- 財政調整基金繰入金 100,076千円 (前年比: 26.1%減)  
★国保財政調整基金取り崩しの減 (基金残高見込: H29末 151百万円)

(2) 歳出の主なもの

- 総務費 103,517千円 (前年比: 32.1%増)  
国保制度改正関係システム改修委託料 31,450千円など
- 保険給付費 3,677,568千円 (前年比: 3.8%減)  
被保険者数の減等による減額
- 共同事業拠出金 1,443,965千円 (前年比: 10.2%減)
- 保健事業費 31,547千円 (前年比: 2.1%減)

【重点目標】

★国保制度改革への対応

- ・平成30年度国保制度改革に向けたシステム改修等移行準備業務

★保健事業の推進による健康寿命の延伸

- ・レセプトデータ・健診データ等の分析・活用による効果的な保健事業の実施

★医療費適正化に向けた取り組み

- ・レセプト点検・第三者行為求償・柔道整復適正受診・後発医薬品普及促進等の強化

★保険料の適正賦課と収納の向上による負担の公平化

- ・口座振替納付の促進 ・効率的な滞納整理の実施

平成28年度 国民健康保険事業特別会計決算見込

(単位：千円)

予 算 科 目		平成28年度			備 考
		当初予算額	補正予算額	現計予算額	
歳 入	1・2 国民健康保険料(税)	1,004,976	△ 2,371	1,002,605	決算見込額
	3 使用料及び手数料	540	0	540	
	4 国庫支出金	1,347,234	4,976	1,352,210	
	5 療養給付費交付金	202,914	44,750	247,664	
	6 県支出金	292,991	490	293,481	
	7 前期高齢者交付金	1,593,119	16,860	1,609,979	
	8 共同事業交付金	1,608,859	△ 164,899	1,443,960	
	9 財産収入	337	0	337	
	10 繰入金(一般会計)	330,617	△ 2,108	328,509	
	繰入金(基金)	135,337	△ 100,000	35,337	
	11 繰越金	2,500	9,589	12,089	決算額
	12 諸収入	19,099	0	19,099	1月末収入済額 24,282
合 計		6,538,523	△ 192,713	6,345,810	
歳 出	1 総務費	78,390	2,862	81,252	
	2 保険給付費	3,823,310	42,354	3,865,664	
	3 老人保健拠出金	30	0	30	通知額
	4 介護納付金	252,583	△ 31,372	221,211	通知額
	5 後期高齢者支援金等	687,494	△ 48,532	638,962	通知額
	6 前期高齢者納付金等	461	0	461	通知額
	7 共同事業拠出金	1,608,864	△ 164,899	1,443,965	
	8 保健事業費	32,232	0	32,232	
	9 基金積立金	337	0	337	
	10 諸支出金	3,385	651	4,036	過年度国庫負担金等返還金
	11 予備費	51,437	6,223	57,660	
合 計		6,538,523	△ 192,713	6,345,810	
H28末基金保有額(見込)				251,000	H27末 286,000千円
対前年増減				△ 35,000	

平成28年度 国民健康保険料（税）率（医療分＋支援金分）決定状況

市町村名	平成27年度				平成28年度				被保険者1人当たり調定額		
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	27年度	28年度	前年比
鳥取市	9.80	20.80	31,500	32,500	9.70	20.40	30,400	29,200	79,558	79,302	99.68
米子市	10.13	26.00	31,600	30,700	10.13	26.00	31,600	30,700	80,159	81,883	102.15
倉吉市	8.70	28.00	31,400	28,600	8.70	28.00	31,400	28,600	73,814	77,454	104.93
境港市	8.75	26.77	30,800	31,600	10.61	32.28	32,500	33,200	72,814	82,115	112.77
岩美町	9.50	44.80	30,210	22,100	9.30	43.20	30,390	22,580	72,016	72,741	101.01
八頭町	11.69	34.40	30,900	25,500	11.69	34.40	30,900	25,500	81,394	84,839	104.23
若桜町	11.80	56.30	34,600	30,800	11.80	56.30	34,600	30,800	78,627	83,078	105.66
智頭町	8.10	41.20	30,200	27,800	10.30	42.90	30,600	28,200	64,330	74,261	115.44
湯梨浜町	8.40	35.00	31,500	26,200	9.40	33.00	31,000	28,000	73,091	79,835	109.23
三朝町	11.00	24.50	32,000	27,000	11.00	24.50	32,000	27,000	73,737	75,623	102.56
北栄町	7.43	33.30	32,400	30,600	8.11	34.50	35,600	33,200	85,815	95,316	111.07
琴浦町	8.00	33.00	28,700	26,000	8.90	30.00	28,700	29,000	75,201	83,349	110.83
南部町	8.85	39.19	32,500	22,800	8.85	39.19	32,500	22,800	63,093	77,252	122.44
伯耆町	7.29	36.13	27,300	22,300	7.29	36.13	27,300	22,300	67,234	71,577	106.46
日吉津村	7.55	17.98	29,600	20,400	7.80	20.00	30,000	23,000	81,554	83,223	102.05
大山町	9.12	38.20	33,600	27,800	9.12	38.20	33,600	27,800	80,631	84,198	104.42
日南町	8.60	43.60	29,100	25,800	8.60	43.60	29,100	25,800	72,431	77,897	107.55
日野町	9.10	32.50	27,900	20,000	9.10	32.50	27,900	20,000	64,594	65,606	101.57
江府町	9.50	35.93	28,400	23,400	9.50	35.93	28,400	23,400	66,202	69,327	104.72

市計	9.35	25.39	31,325	30,850	9.79	26.67	31,475	30,425	78,472	80,194	102.19
町村計	9.06	36.40	30,594	25,233	9.38	36.29	30,839	25,959	74,970	80,854	107.85
市町村計	9.12	34.08	30,748	26,416	9.47	34.26	30,973	26,899	77,457	80,355	103.74

…引上げ
  …引下げ

平成28年度 国民健康保険料（税）率（介護分）決定状況

市町村名	平成27年度				平成28年度				被保険者1人当たり調定額		
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	27年度	28年度	前年比
鳥取市	2.20	4.40	9,000	6,200	2.30	4.80	9,000	6,000	21,822	22,751	104.26
米子市	2.29	9.60	9,500	5,100	2.29	9.60	9,500	5,100	22,524	23,646	104.98
倉吉市	1.55	6.50	8,500	5,000	1.55	6.50	8,500	5,000	19,599	19,355	98.76
境港市	1.82	6.51	9,000	4,800	2.43	8.00	9,200	5,300	19,391	21,545	111.11
岩美町	3.50	21.70	12,120	6,250	3.50	20.00	11,230	5,780	30,303	28,874	95.28
八頭町	3.39	12.50	10,800	5,600	3.39	12.50	10,800	5,600	27,747	29,431	106.07
若桜町	1.40	12.00	8,000	4,800	1.40	12.00	8,000	4,800	15,242	15,786	103.57
智頭町	1.90	10.50	9,900	6,400	3.00	11.60	10,100	6,600	19,724	26,280	133.24
湯梨浜町	1.80	7.00	7,500	4,500	2.00	8.00	7,500	6,000	19,335	22,257	115.11
三朝町	2.50	9.50	10,000	7,000	2.50	9.50	10,000	7,000	23,175	23,424	101.07
北栄町	1.36	8.00	8,200	5,800	1.36	8.00	8,200	5,800	24,630	25,229	102.43
琴浦町	1.60	8.00	8,100	5,300	1.60	8.00	8,100	5,300	21,345	22,249	104.24
南部町	2.35	14.13	10,600	5,500	2.35	14.13	10,600	5,500	26,712	26,695	99.94
伯耆町	1.20	8.12	8,300	4,800	1.20	8.12	8,300	4,800	16,881	18,316	108.50
日吉津村	1.62	3.88	8,200	4,500	1.70	3.80	8,400	4,800	21,496	21,440	99.74
大山町	2.80	14.00	11,600	6,400	2.80	14.00	11,600	6,400	29,026	30,303	104.40
日南町	2.00	10.70	7,400	7,600	2.00	10.70	7,400	7,600	22,905	24,209	105.69
日野町	2.50	10.00	8,200	5,600	2.50	10.00	8,200	5,600	21,039	21,749	103.37
江府町	2.00	9.00	8,000	5,000	2.00	9.00	8,000	5,000	19,008	19,951	104.96

市計	1.97	6.75	9,000	5,275	2.14	7.23	9,050	5,350	21,605	22,516	104.22
町村計	2.13	10.60	9,128	5,670	2.22	10.62	9,095	5,772	23,756	24,954	105.04
市町村計	2.09	9.79	9,101	5,587	2.20	9.91	9,086	5,683	22,243	23,226	104.42

…引上げ …引下げ

平成28年度 国民健康保険料(税)率決定状況

被保険者1人当たり調定額(医療+支援+介護)

(金額単位:円)

市町村名	平成28年度		平成27年度		対前年比 (H28/H27) (%)
	順位	調定額	順位	調定額	
北栄町	1	116,864	2	106,528	109.7
八頭町	2	111,618	1	106,921	104.4
南部町	3	107,820	14	87,781	122.8
大山町	4	105,909	3	101,323	104.5
琴浦町	5	105,011	9	93,449	112.4
日南町	6	103,968	7	96,565	107.7
日吉津村	7	102,824	4	100,550	102.3
米子市	8	102,199	5	99,949	102.3
境港市	9	101,330	15	87,590	115.7
鳥取市	10	99,753	6	99,543	100.2
湯梨浜町	11	97,658	13	88,225	110.7
若桜町	12	97,586	11	92,233	105.8
智頭町	13	96,512	18	82,030	117.7
三朝町	14	95,778	10	93,400	102.6
倉吉市	15	94,450	12	89,958	105.0
岩美町	16	92,289	8	95,789	96.4
江府町	17	87,009	17	83,058	104.8
日野町	18	86,347	16	84,932	101.7
伯耆町	19	85,980	19	80,736	106.5
市平均		102,710		100,077	102.6
町村平均		105,808		98,726	107.2
市町村平均		103,581		99,700	103.9

平成28年度 特定健診の受診状況

12月31日現在

集団健診	場 所	H28	H27	増減	割合	H27備考	
5月20日	倉吉福祉センター	29		29	皆増		
5月28日	県立体育文化会館	20	34	△ 14	-41.2%	5月24日	県立体育文化会館
6月7日	上灘公民館	46	43	3	7.0%	6月4日	上灘公民館
6月13日	明倫公民館	30	44	△ 14	-31.8%	6月10日	明倫公民館
6月30日	成徳公民館	19	21	△ 2	-9.5%	6月5日	成徳公民館
7月7日	上井公民館	29	33	△ 4	-12.1%	7月15日	上井公民館
7月22日	上北条公民館	41	45	△ 4	-8.9%	7月14日	上北条公民館
7月27日	関金総合文化センター	60	28	32	114.3%	7月30日	山守小学校
8月1日	関金総合文化センター	14	44	△ 30	-68.2%	9月24日	関金総合文化センター
8月7日	倉吉市保健センター	24	39	△ 15	-38.5%	8月9日	倉吉市保健センター
8月19日	西郷公民館	22	16	6	37.5%	8月26日	西郷公民館
9月5日	灘手公民館	34	42	△ 8	-19.0%	9月9日	灘手公民館
9月7日	北谷公民館	37	23	14	60.9%	9月17日	北谷公民館
9月12日	県立体育文化会館	37	40	△ 3	-7.5%	8月19日	県立体育文化会館
9月27日	関金総合文化センター	19	23	△ 4	-17.4%	10月2日	関金総合文化センター
10月5日	高城公民館	24	25	△ 1	-4.0%	10月30日	高城公民館
10月19日	上小鴨公民館	33	37	△ 4	-10.8%	10月19日	上小鴨公民館
10月31日	小鴨公民館 ※中止		47	△ 47	皆減	11月6日	小鴨公民館
11月18日	社公民館 ※中止		40	△ 40	皆減	11月12日	社公民館
11月22日	小鴨公民館 ※中止						
12月4日	倉吉市保健センター	41	32	9	28.1%	12月5日	倉吉市保健センター
12月8日	和田東町公民館 ※会場変更	19	46	△ 27	-58.7%	12月4日	社公民館
合 計	(A)	578	702	△ 124	-17.7%		

個別健診		H28	H27	増減	割合
5月		28	27	1	3.7%
6月		146	134	12	9.0%
7月		136	139	△ 3	-2.2%
8月		85	81	4	4.9%
9月		95	98	△ 3	-3.1%
10月		104	131	△ 27	-20.6%
11月		127	93	34	36.6%
12月		62	64	△ 2	-3.1%
合 計	(B)	783	767	16	2.1%

		H28	H27	増減	割合
12月31日 現在	受診者合計(A)+(B)	1,361	1,469	△ 108	-7.4%
	対象者数	9,278	9,616	△ 338	-3.5%
	受診率	14.7%	15.3%	-0.6%	-4.0%

## 平成28年度 特定健診の受診状況(年齢別)

【対象者】:40歳～74歳被保険者数

内訳	H28(H28.12.31)			H27(H27.12.31)			増減(H28-H27)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
40～44歳	315	267	582	333	295	628	-18	-28	-46
41歳(再掲)	77	56	133	74	59	133	3	-3	0
45～49歳	276	218	494	261	217	478	15	1	16
50～54歳	271	231	502	293	257	550	-22	-26	-48
55～59歳	335	394	729	394	472	866	-59	-78	-137
60～64歳	680	847	1,527	823	962	1,785	-143	-115	-258
61歳(再掲)	96	128	224	127	155	282	-31	-27	-58
65～69歳	1,452	1,584	3,036	1,415	1,558	2,973	37	26	63
70～74歳	1,085	1,323	2,408	1,052	1,284	2,336	33	39	72
合計	4,414	4,864	9,278	4,571	5,045	9,616	-157	-181	-338

【受診者数】

内訳	H28(H28.12.31)			H27(H27.12.31)			増減(H28-H27)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
40～44歳	18	20	38	15	16	31	3	4	7
41歳(再掲)	7	8	15	3	4	7	4	4	8
45～49歳	12	16	28	12	20	32	0	-4	-4
50～54歳	12	17	29	28	28	56	-16	-11	-27
55～59歳	21	42	63	31	49	80	-10	-7	-17
60～64歳	79	124	203	85	152	237	-6	-28	-34
61歳(再掲)	14	21	35	14	34	48	0	-13	-13
65～69歳	230	301	531	220	313	533	10	-12	-2
70～74歳	212	257	469	241	259	500	-29	-2	-31
合計	584	777	1,361	632	837	1,469	-48	-60	-108

【受診率】

内訳	H28(H28.12.31)			H27(H27.12.31)			増減(H28-H27)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
40～44歳	5.7%	7.5%	6.5%	4.5%	5.4%	4.9%	1.2%	2.1%	1.6%
41歳(再掲)	9.1%	14.3%	11.3%	4.1%	6.8%	5.3%	5.0%	7.5%	6.0%
45～49歳	4.3%	7.3%	5.7%	4.6%	9.2%	6.7%	-0.2%	-1.9%	-1.0%
50～54歳	4.4%	7.4%	5.8%	9.6%	10.9%	10.2%	-5.1%	-3.5%	-4.4%
55～59歳	6.3%	10.7%	8.6%	7.9%	10.4%	9.2%	-1.6%	0.3%	-0.6%
60～64歳	11.6%	14.6%	13.3%	10.3%	15.8%	13.3%	1.3%	-1.2%	0.0%
61歳(再掲)	14.6%	16.4%	15.6%	11.0%	21.9%	17.0%	3.6%	-5.5%	-1.4%
65～69歳	15.8%	19.0%	17.5%	15.5%	20.1%	17.9%	0.3%	-1.1%	-0.4%
70～74歳	19.5%	19.4%	19.5%	22.9%	20.2%	21.4%	-3.4%	-0.7%	-1.9%
合計	13.2%	16.0%	14.7%	13.8%	16.6%	15.3%	-0.6%	-0.6%	-0.6%

赤字:2%以上増  
緑字:2%以上減

## 平成28年10月21日発生 鳥取県中部地震に伴う保険料等の減免について

### 1 国民健康保険料の減免

#### (1) 減免の内容

- ① 対象者 資産などに被害を受けた人（※住宅被災割合半壊以上）
- ② 減免期間 地震が発生した月から1年間
- ③ 減免割合 被害の程度に応じて3/10～10/10（下記「減免の内容」のとおり）

#### (2) 減免申請勧奨

- ① 勧奨通知 平成29年1月23日発送
- ② 通知件数 41世帯  
※平成28年12月までのり災証明発行分

#### (3) 減免決定状況（平成29年1月末までの申請受付分）

- ① 申請件数 24世帯（内訳：半壊24世帯）  
※勧奨による申請 21世帯
- ② 減免額 689,200円

### 2 医療費の一部負担金減免

#### (1) 減免の内容

- ① 対象者 死亡、障がい又は資産に重大な被害を受けたことで生活が困難になった人
- ② 減免期間 地震が発生した月から原則3か月
- ③ 減免割合 世帯の収入状況等に応じて5/10～10/10

#### (2) 減免状況 該当なし（平成29年1月末時点）

○減免の内容：倉吉市国民健康保険条例施行規則別表(抄)

該当条項	適用範囲	減免対象保険料	減免割合
第11条の3第1号	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が70パーセント以上（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額及び資産割額	10分の10
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の7
	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が50パーセント以上70パーセント未満（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額及び資産割額	10分の5
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の7
	納付義務者が自ら所有し、かつ使用する住宅、家財について、災害を受けた損害の程度が20パーセント以上50パーセント未満（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く。）のとき。	保険料のうち所得割額及び資産割額	10分の3
		保険料のうち均等割額及び平等割額	10分の7



